

# 泉南訪問看護ステーション

## 訪問看護サービス契約書

社会福祉法人 恩賜財團 済生会支部 大阪府済生会

泉南訪問看護ステーション

# 訪問看護サービス契約書

様（以下、「契約者」という）と社会福祉法人<sup>恩賜</sup>済生会支部  
大阪府済生会泉南訪問看護ステーション（以下、「事業者」という）は、事業者が契約  
者に提供する訪問看護サービスについて、それぞれ対等の立場でその内容を確認し、事業  
者から提供される訪問看護サービス等を受け、それに対する利用料を支払うことについ  
て、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

## 第1章 総則

### 第1条（契約の目的）

事業者は、契約者に対して、契約者がその有する能力に応じ可能な限りその居宅  
において悪化防止に努め、日常生活を営むことができるよう訪問看護サービスを  
提供します。

2. 事業者が契約者に対して実施する訪問看護サービスの内容は医師による指示ま  
たはサービス計画書（以下、「ケアプラン」という）により定めます。
3. 契約者は、第6章に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに  
従い、訪問看護サービスを利用できるものとします。

### 第2条（ケアプランの決定・変更）

事業者は、介護支援専門員等に第1条第2項に定めるケアプランの作成に関する  
業務を担当させるものとします。

2. 介護支援専門員等は、ケアプランの内容について、契約者及び契約者のご家族又  
は法定代理人（契約者に法定代理人がなく、かつ適切な家族がいないときは連帯保  
証人。以下併せて「契約者等」という）に対して説明し同意を得るものとします。  
又、その内容について、変更の必要がある場合も、契約者等に説明し同意を得るも  
のとします。

### 第3条（訪問看護サービスの内容）

事業者は、契約者等との合意に基づき、以下のサービスを提供します。

- ① 症状・障害の観察と看護
- ② 療養上の必要な看護援助と指導
- ③ リハビリテーション
- ④ ターミナルケア、認知症、精神疾患の方への看護
- ⑤ 医療機器の管理、操作援助、指導
- ⑥ その他医師の指示による医療処置
- ⑦ 介護相談

## 第2章 サービスの利用と料金の支払い

### 第4条（サービス利用料の支払い）

契約者は、第3条に定める訪問看護サービスを受けた場合、契約者は事業者に提供された訪問看護サービスに対する重要事項説明書に定める所定の利用料及びその他の費用（以下、「利用料等」という）を事業者に支払うものとします。

訪問看護の内容に対する利用料等について

- ① 介護保険適用の場合は負担割合に応じて費用をお支払いいただきます。
- ② 医療保険適用の場合は負担額の支払いをしていただきます。

2. 前項に定める利用料等は1ヶ月ごと（毎月1日から末日まで）に計算し、事業者が利用月の翌月15日までに契約者に届ける請求書（利用明細書）により、契約者はこれを下記の方法により翌月22日までに支払うものとします。

#### 支払方法

口座振替（自動引落し）で支払うものとします。なお、事業者は契約者からの支払いを受けたときは、契約者宛ての領収書を発行します。

3. キャンセルについて

キャンセルは、訪問前日までに連絡してください。通知がなかった場合は、利用料金全額のお支払いを請求します。ただし、やむを得ない事情の場合は、この限りではありません。

4. サービスの提供にあたり必要となる電気・ガス・水道の利用については、無償で利用させていただきます。

### 第5条（サービス利用料の変更）

事業者は、第4条に定める訪問看護サービス利用料について、保険報酬の改定、税率の変更等がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う1ヶ月前までに説明を行うものとします。

## 第3章 契約の開始と変更

### 第6条（契約期間について）

この契約期間は \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から始まり、契約者の要介護認定の有効期間の満了日を以って終了するものとします。ただし、終了日の2日前までに、契約者が事業者に対し契約終了を申し出ない限り、この契約は自動更新するものとします。この自動更新による契約期間は、契約者の次の要介護認定の有効期限の満了日までとする。

### 第7条（利用サービス内容の変更）

訪問看護計画内容が、契約者の合意により変更され、事業者が提供するサービス内容または介護保険適用範囲が変更となる場合には、事業者は予めその内容を契約者に説明し、承諾を得てこの契約の一部変更契約を締結するものとします。

ただし、変更内容が契約者の費用負担の増減を伴わない場合は、契約者の承諾を得た上で訪問看護の内容の変更契約を締結に変えることができます。

## 第4章 事業所の義務

### 第8条（事業者及び訪問看護サービス従事者の義務）

事業者は、訪問看護サービスの提供にあたっては、契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。

2. 事業者は、契約者の体調、健康状態等に変化が生じた場合には、必要に応じて医師等と連携して適切な処置を講じるとともに、契約者等にも連絡します。

3. 訪問看護計画の策定とそれに基づくサービスの提供

① 事業者は、契約者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「医師による指示書」と「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成し、その内容を契約者等に説明します。また、契約者の状況や希望を踏まえて「訪問看護計画」を変更する時も同様の取扱いを行います。

② 事業者は訪問看護サービスを、ご説明済の「訪問看護計画」に沿った内容で提供します。「訪問看護計画」が変更になった場合も同様の取扱いを行います。

4. サービス提供の記録

① 事業者は、契約者に対する訪問看護サービスの提供についての記録を作成し、それを当該サービス終了の日から5年間保管します。

② 契約者は、事業者に対して保管されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。

5. 身分証携行の義務

サービス従業者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び契約者等から提示を求められた場合は、いつでも身分証を提示します。

6. 連携

事業者は、訪問看護の提供にあたる居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域包括支援センター及び保健医療サービス、又は福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

### 第9条（個人情報保護管理）

事業者及び従事者は、訪問看護サービスを提供するうえで知り得た契約者等に関する事項を事業者の個人情報保護管理規定に基づき管理するものとし、正当な理由なく第三者に漏洩しません。これは、本契約終了後並びに従事者が退職後も継続されます。

2. 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性が認められる場合には、契約者の同意を得ることなく、医療機関に対して心身の状態等の情報を提供できるものとします。

3. 事業者は、契約者の円滑な生活を援助するために必要があると認める場合には、当該目的に必要な範囲で契約者に関する情報を第三者に提供できるものとし、契約者はこれに予め同意するものとします。

4. 事業者は、介護保険サービス利用のため、市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等に療養状況についての情報を提供できるものとし、契約者はこれ

に予め同意するものとします。

5. 事業者及び従事者は、サービスの質の向上のために行う学会、研究会等での事例研究報告等において使用できるものとし、契約者はこれに予め同意するものとします。尚、この場合には、契約者個人を特定できないよう仮名等を使用し秘密を厳守いたします。

6. 事業者は次の世代を担う福祉・介護・医療の人材を育成するため、積極的に実習生（社会福祉士・介護福祉士・看護師等）の受け入れをしております。受け入れにおいて、事業者は実習の記録等に使用できるものとし、予め同意するものとします。

7. 事業者は、個人情報の利用目的に変更が生じた場合は、その旨を契約者に通知します。

#### 第10条（緊急時の対応）

事業者は、訪問看護の提供を行っている時に契約者の病状に急変が生じた場合、又、治療あるいは救急入院などに必要な措置を講じます。

2. 事業者は、前項のほか、契約者の心身の状態等が急変した場合、緊急連絡先として指定されている者に対して緊急連絡を行います。

#### 第11条（高齢者の事故防止）

事業者は、契約者の事故発生の防止ならびに発生時の適切な対応のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備します。

#### 第12条（高齢者の虐待防止）

事業者は、契約者的人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 研修を通じて、従事者的人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

② よりきめ細かい看護計画の作成など適切な訪問看護サービスの提供に努めます。

③ 従業者がサービス提供にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従事者が契約者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

④ 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	管理者　徳永　公江
--	-----------

#### 第13条（従事者の禁止行為）

従事者は、契約者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 1 契約者等の金銭又は高価な物品の授受
- 2 契約者のご家族等に対する訪問看護サービスの提供
- 3 喫煙及び飲酒
- 4 契約者等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動
- 5 その他契約者等に行なう迷惑行為

## 第5章 損害賠償等

### 第14条（損害賠償責任）

事業者が契約者に対して行った訪問看護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに緊急連絡先として指定されている者・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2. 事業者は、契約者に対して行った訪問看護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。但し、事業者は、以下に定める場合など、事業者の責に帰すべき事由により事故が発生したと認められない場合、損害賠償責任を負いません。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ② 契約者が、訪問看護サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施した訪問看護サービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ④ 契約者が事業者もしくは従事者の指示、依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合など、契約者の責に帰すべき事由による場合。

### 第15条（事業者の責任によらない事由による訪問看護サービス提供の実施不能）

事業者は、契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、訪問看護サービスの提供義務を負わず、すでに実施したサービスの利用料を除いて、提供しなかったサービス利用料は請求しません。

## 第6章 契約の終了

### 第16条（契約の終了事由）

以下の各条項に該当した場合、本契約は当然に終了します。

- ① 契約者が死亡した場合。
- ② 要介護認定により、契約者の介護認定区分が自立と認定された場合。
- ③ 事業者が解散を命じられた場合及び破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、訪問看護サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ 事業者指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。

## 第17条（契約者からの中途解約等）

- 契約者は、本契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合は、契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
2. 契約者は、第5条のサービス利用料の変更、第7条の利用サービス内容の変更に同意できない場合及び契約者が入院または入所し再開を希望しない場合には、本契約を解約することができます。この場合、解約の意思表示が事業者に到達した時点で契約は終了します。

## 第18条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくは従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。この場合、解除の意思表示が事業者に到達した時点で契約は終了します。

- ① 事業者もしくは従事者が、正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合。
- ② 事業者もしくは従事者が、第9条に定める個人情報保護管理規定に違反した場合。
- ③ 事業者もしくは従事者が、故意又は重大な過失により契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情がある場合。
- ④ 他の利用者等が第3項と同様の行為を行い、事業者が適切な対応をとっても、本契約を継続しがたい場合。

## 第19条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合、2週間以上の予告期間をもって本契約を解除することができます。

- 1 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った場合。
- 2 契約者又は連帯保証人が正当な理由なく訪問看護サービス利用料等の支払いを遅延し、相当の催告をしても、催告を受けた日から3か月以内にこれを完済できなかった場合。
- 3 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又は従事者や、その関係者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 4 契約者が連續して3ヶ月を超えて病院又は診療所等に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合。
- 5 契約者が介護保険施設に入所、介護療養型医療施設もしくは介護医療院に入院した場合。
- 6 第5条に定めるサービス利用料の変更について、通知してから30日以内に利用者が変更の同意を得られない場合。
- 7 従事者やその関係者に対して、契約者本人又は契約者の関係者が以下に例示するような迷惑行為を行った場合。
  - ① 暴力や暴言  
・物を投げつける、殴る、蹴る、手を払いのける、衣服を引っ張る、首を絞める、刃物を向ける など

- ・奇声をあげる、大声を発する、従事者を脅す、罵倒する、侮辱する、名誉を傷つける発言をする など
- ② ハラスメント行為やストーカー行為
- ・正当な理由なく、体を触る、手を握る、抱きしめる など
  - ・性的な質問や発言をする、卑猥な言動をする など
  - ・住所や電話番号をきく、つきまとう、電話をかける、手紙を送付する、面会や交際を要求する など
- ③その他
- ・理不尽なサービスを要求する、義務のない行為を強要する、業務を妨害する など
  - ・従事者の秘密を漏洩する、プライバシーを侵害する行為を行うなど
- 8 契約者の行動が従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは契約者重大な自傷行為を繰り返すなど本契約を継続しがたい重大な事情がある場合。
- 9 前各号の他、契約者が本契約に違反し、事業者が本契約の継続は困難だと判断した場合。

## 第20条（契約終了時の措置）

本契約が終了した場合、契約者は既に提供を受けたサービスに対する利用料の支払義務その他の義務を期日までに履行するものとします。

## 第21条（連帯保証人）

連帯保証人は、本契約に基づき契約者が負担する一切の債務につき、下記の保険種別の極度額の範囲内で連帯して保証します。

- ・要支援者 極度額 10万円
- ・要介護者 極度額 35万円
- ・医療 極度額 45万円

2. 連帯保証人は下記の要件を満たす者とします。

① 行為能力者(民法に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること。

(未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人などは制限行為能力者であり、連帯保証人の要件を満たしません。)

② 弁済をする資力を有すること

3. 連帯保証人が前項の要件を満たさない場合、連帯保証人が事業者、従事者、他の利用者やその関係者等に対して、第19条7項各号に例示するような迷惑行為又は反社会的行為を行った場合、連帯保証人が死亡もしくは破産した場合、事業者は、契約者及び連帯保証人に対し、事業者の定める相当期間内にその連帯保証人に代わる新たな連帯保証人をたてるよう請求で

きるものとします。

4. 連帯保証人は、次の各号の責任を負います。

① 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院申込み、費用負担などの入院手続が円滑に遂行すること。

② 契約者の緊急事態等に対応できる方を予め事業者に通知すること。ただし、やむを得ない特別の事情があると認められる場合はこの限りではありません。

5. 事業者が連帯保証人に対して履行の請求をしたときは、当該請求の効力は契約者に対しても及ぶものとします。

6. 連帯保証人から未払いの利用料及び利息、賠償すべき損害の有無及び額等、債務の内容及び履行状況についての情報提供を請求された場合、事業者は契約者の同意を得ることなく、これらの情報を提供することができるものとします。

## 第7章 その他

### 第22条（苦情処理）

事業者は、その提供した訪問看護サービスに関する契約者からの苦情に対して、

苦情受付窓口を設置して適切に対応します。

### 第23条（協議事項）

本契約に定めのない事項について、問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者等と誠意をもって協議します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、事業者・契約者・連帯保証人が署名の上、事業者と契約者が各1通を保有するものとします。

年　　月　　日

事業者　住 所　　大阪府泉南市りんくう南浜3番7

施設名　　社会福祉法人~~財團~~済生会支部大阪府済生会  
泉南訪問看護ステーション

施設長　　馬 場 章

契約者　　住 所

氏 名

上記署名は、

氏名 :

続柄 : \_\_\_\_\_  
　　が代行しました。

法定代理人　住 所

氏 名

連帯保証人　住 所

氏 名

# 委任状

次の施設・事業所の業務に係る次の事項について下記の者を代理人と定め  
委任する。

## (委任事項)

利用者に対する重要事項説明及び契約業務

### ○施設・事業所

泉南訪問看護ステーション

老人居宅介護等事業定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業泉南

記

### 代理人

住 所 泉南市りんくう南浜 3番7

職・氏名 社会福祉法人 恩賜財團 済生会支部大阪府済生会

泉南訪問看護ステーション

施設長 馬場 章

令和 6年 4月 1日

社会福祉法人 恩賜財團 済生会支部大阪府済生会

支部長 三嶋 理

